

シルバー保険について

会員の就業は、センター・発注者・会員との間に雇用関係が成立しないため、労災保険の適用がありません。そこで、センターが加入しているのが「シルバー保険」であり、会員は入会と同時にこの保険が適用されます。

この保険には、会員本人が就業中にケガをした場合の「傷害保険」と、会員が就業中に他人の身体・財物に損害を与えた場合の「賠償責任保険」の2種類があります。詳細は以下のとおりです。

※労働者派遣は会員がケガをした場合のみ適用（賠償は原則、派遣先が加入の保険で賄われます）

◆シルバー人材センター全国団体傷害保険（引受保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）

1 ケガをした場合

- （1）医師の治療を受けてください。会員の就業は労災の適用とはなりませんので、各自の健康保険証を使っていただきます。※労働者派遣による就業のみ労災が適用
- （2）ケガの状態・内容をセンターまで連絡してください。
- （3）保険の手続きはセンターで行います。手続き処理後（ケガの程度や通院・入院の日数報告等）、保険金額が決定され、会員個人に支払われます。

2 保険が適用となる場合 ※仕事場所、活動場所と住居の往復中、仕事場所間の移動中を含む

- （1）センター等の提供した仕事に従事中（被保険者の住居での仕事に従事する場合を除く）
- （2）センター等が主催するまたは指定する講習会、理事会、各種運営会議への出席
- （3）センター等が主催するボランティア活動に参加中

3 保険給付の内容

補償区分	補償金額	補償内容
死亡保険金	300万円	事故日より180日以内に、そのケガが原因で死亡した場合。
後遺障害保険金	12万円～300万円	事故日より180日以内に、そのケガが原因で後遺障害が生じた場合。
入院保険金 （1事故180日を限度）	1日あたり5千円	事故日より180日以内の入院を対象とし、その事故によるケガが原因で入院した場合。
手術保険金 （1事故1回を限度）	2万5千円または5万円	事故日より180日以内に、事故によるケガの治療で所定の手術を受けた場合。
通院保険金 （1事故90日を限度）	1日あたり3千円	事故日より180日以内の通院を対象とし、事故によるケガの治療のため所定の通院をした場合。

◆シルバー人材センター全国団体賠償責任保険（引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社）

1 保険の内容

センターの業務の遂行中に、会員が他人にケガを負わせたり、物を壊した場合等において、法律上の損害賠償責任が生じた場合において、保険金が支払われるものです。（会員同士の事故も他人とみなし適用）

2 保険給付の内容（支払限度額）

- （1）身体賠償 1名 3千万円 1事故 1億円（保険期間中 1億円）
- （2）財物賠償 1事故 1千万円（保険期間中 1千万円）

3 免責金額（会員の自己負担額）

賠償保険の事故については、1事故に対し会員に1万円の免責金額（会員就業規程第12条第1項による）を負担いただきます。（1事故が免責金額以内の場合は会員が負担）

※賠償事故の令和8年度の契約上の免責額は3万円です（会員が1万円、センターが2万円を負担）。